

(非公募)

山口市放課後児童クラブ指定管理者候補者審査結果

1 施設の名称 なかよし学級

2 指定の期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日

3 指定管理者候補者特定団体名
白石地区放課後児童クラブ運営協議会
会長 大田 龍夫
山口市白石一丁目10番1号

4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）

本団体は、白石小学校区内で放課後児童クラブを運営することを目的として設置され、地域住民を中心に構成されており、現在も指定管理者として白石小学校区の放課後児童クラブを運営しています。

5 非公募施設とした理由

放課後児童クラブは、地域に密着した施設であることから、当該地域の住民や利用者で組織し活動している団体や、当該地域において活動実績を有する団体がある場合には、当該団体が管理運営を行った方が効果的であり、施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。

6 審査の経過

仕様書の決定	令和7年 7月28日（月）
指定申請提出期限	令和7年 9月19日（金）
選定委員会による審査	令和7年10月20日（月）

7 審査の方法

（1）選定委員会委員

鯨田 慎治	こども未来部長（委員長）
松尾 彰	こども未来部次長
有熊 雅人	こども未来課長
江村 俊彰	保育幼稚園課長
藤本 緑	子育て保健課長

（2）提出書類の確認

特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。

（3）審査内容

非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類の内容に基づき、選定委員会において、公募施設と同様に選定基準「別紙1」に掲げる評価項目ごとに評価を行い、各委員の点数を合算したものを得点とし、総配点合計の6割（基準点）以上であることを確認しました。

また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

8 選定の概要

選定基準	配点	委員数	総配点	特定団体
平等な利用を確保することができるものであること	10	5	50	34
施設の効果を最大限に発揮できる能力を有していること	80	5	400	278
施設の管理経費の縮減が図られること	10	5	50	30
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	60	5	300	202
市の施策への貢献が期待できること	20	5	100	60
総 計	180	5	900	604
基 準 点	—	—	540	

9 審査意見

なかよし学級は、本市白石小学校区において、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し放課後の適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」の場として設置している施設です。

そのため、本施設は、「遊び等の活動拠点」としての機能と「生活の場」としての機能を適切に発揮し、児童が安全に安心して過ごすことができ、子どもの一人ひとりの状況や発達段階を踏まえた育成支援を展開することが期待されます。

そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ審査を行いました。

現在の指定管理者である白石地区放課後児童クラブ運営協議会は、同じ小学校区の放課後児童クラブである「なかよし第2学級」の現在の指定管理者であり、これまでの実績、経験、培われたノウハウを基に、施設の持っている目的や性格を十分に理解し、その特色を発揮させる事業の企画、実施及び管理を行うことが期待できます。

特に、支援の必要な児童への対応では、保護者や小学校から情報収集を積極的に行い、対象児童の個々に応じた支援について、支援員全員で情報共有している点は評価に値します。

また、児童の衛生管理、体調管理では、とりわけ食物アレルギー対応について、入級当初において保護者との密な情報連携を図るほか、使用する食器に過誤の無いよう創意工夫を施す点は優れた取組として評価できます。

併せて、年間活動では、地域の歴史や文化を生かし郷土愛の育成につながる活動に取り組まれている点が評価できます。

以上、総合的に判断して、白石地区放課後児童クラブ運営協議会はなかよし学級の特定団体として、必要な条件を満たしており、適当であるものと認めます。

(非公募)

山口市放課後児童クラブ指定管理者候補者審査結果

1 施設の名称 やまびこ学級

2 指定の期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日

3 指定管理者候補者特定団体名

やまびこ学級運営協議会

会長 増本 好夫

山口市元町2番26号

4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）

本団体は、湯田小学校区内で放課後児童クラブを運営することを目的として設置され、地域住民を中心に構成されており、現在も指定管理者として湯田小学校区の放課後児童クラブを運営しています。

5 非公募施設とした理由

放課後児童クラブは、地域に密着した施設であることから、当該地域の住民や利用者で組織し活動している団体や、当該地域において活動実績を有する団体がある場合には、当該団体が管理運営を行った方が効果的であり、施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。

6 審査の経過

仕様書の決定 令和7年 7月28日（月）

指定申請提出期限 令和7年 9月19日（金）

選定委員会による審査 令和7年10月20日（月）

7 審査の方法

（1）選定委員会委員

鯨田 慎治 こども未来部長（委員長）

松尾 彰 こども未来部次長

有熊 雅人 こども未来課長

江村 俊彰 保育幼稚園課長

藤本 緑 子育て保健課長

（2）提出書類の確認

特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。

（3）審査内容

非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類の内容に基づき、選定委員会において、公募施設と同様に選定基準「別紙1」に掲げる評価項目ごとに評価を行い、各委員の点数を合算したものを得点とし、総配点合計の6割（基準点）以上であることを確認しました。

また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

8 選定の概要

選定基準	配点	委員数	総配点	特定団体
平等な利用を確保することができるものであること	10	5	50	32
施設の効果を最大限に発揮できる能力を有していること	80	5	400	262
施設の管理経費の縮減が図られること	10	5	50	30
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	60	5	300	190
市の施策への貢献が期待できること	20	5	100	80
総 計	180	5	900	594
基 準 点	—	—	540	

9 審査意見

やまびこ学級は、本市湯田小学校区において、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し放課後の適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」の場として設置している施設です。

そのため、本施設は、「遊び等の活動拠点」としての機能と「生活の場」としての機能を適切に発揮し、児童が安全に安心して過ごすことができ、子どもの一人ひとりの状況や発達段階を踏まえた育成支援を展開することが期待されます。

そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ審査を行いました。

現在の指定管理者であるやまびこ学級運営協議会は、同じ小学校区の放課後児童クラブである「やまびこ第2学級」「やまびこ第3学級」の現在の指定管理者であり、これまでの実績、経験、培われたノウハウを基に、施設の持っている目的や性格を十分に理解し、その特色を発揮させる事業の企画、実施及び管理を行うことが期待できます。

特に、支援の必要な児童への対応では、児童の言動が落ち着かない場合に、静養室を利用してクールダウンさせるなど、個々の児童に配慮した適切な学級運営が行われている点が評価できます。

また、年間を通じた月次の育成目標を立てられている点は評価に値します。

併せて、地域等との連携では、地区の関係団体や地域交流センターの行事への参加等を通じて、地域との繋がりを深める取組が評価できます。

以上、総合的に判断して、やまびこ学級運営協議会はやまびこ学級の特定団体として、必要な条件を満たしており、適当であるものと認めます。

(非公募)

山口市放課後児童クラブ指定管理者候補者審査結果

1 施設の名称 くすのき学級

2 指定の期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日

3 指定管理者候補者特定団体名
仁保地区放課後児童クラブ運営協議会
会長 田中 義治
山口市仁保中郷1041番地

4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）

本団体は、仁保小学校区内で放課後児童クラブを運営することを目的として設置され、地域住民を中心に構成されており、現在も指定管理者として仁保小学校区の放課後児童クラブを運営しています。

5 非公募施設とした理由

放課後児童クラブは、地域に密着した施設であることから、当該地域の住民や利用者で組織し活動している団体や、当該地域において活動実績を有する団体がある場合には、当該団体が管理運営を行った方が効果的であり、施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。

6 審査の経過

仕様書の決定	令和7年 7月28日（月）
指定申請提出期限	令和7年 9月19日（金）
選定委員会による審査	令和7年10月20日（月）

7 審査の方法

（1）選定委員会委員

鯨田 慎治	こども未来部長（委員長）
松尾 彰	こども未来部次長
有熊 雅人	こども未来課長
江村 俊彰	保育幼稚園課長
藤本 緑	子育て保健課長

（2）提出書類の確認

特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。

（3）審査内容

非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類の内容に基づき、選定委員会において、公募施設と同様に選定基準「別紙1」に掲げる評価項目ごとに評価を行い、各委員の点数を合算したものを得点とし、総配点合計の6割（基準点）以上であることを確認しました。

また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

8 選定の概要

選定基準	配点	委員数	総配点	特定団体
平等な利用を確保することができるものであること	10	5	50	30
施設の効果を最大限に発揮できる能力を有していること	80	5	400	248
施設の管理経費の縮減が図られること	10	5	50	30
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	60	5	300	178
市の施策への貢献が期待できること	20	5	100	70
総 計	180	5	900	556
基 準 点	—	—	540	

9 審査意見

くすのき学級は、本市仁保小学校区において、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し放課後の適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」の場として設置している施設です。

そのため、本施設は、「遊び等の活動拠点」としての機能と「生活の場」としての機能を適切に発揮し、児童が安全に安心して過ごすことができ、子どもの一人ひとりの状況や発達段階を踏まえた育成支援を展開することが期待されます。

そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ審査を行いました。

現在の指定管理者である仁保地区放課後児童クラブ運営協議会は、これまでの実績、経験や培われたノウハウを基に、施設の設置目的や性格を十分に理解し、その特色を最大限に発揮させる事業の実施及び施設の管理を行う能力を有しています。

特に、支援の必要な児童への対応では、保護者や学校と連携しながら、個々の児童に寄り添った丁寧な対応を行っている点や、新一年生の場合には、通園していた幼稚園や保育園との情報交換など、入級を迎えるに当たっての事前対応を行っている点は評価に値します。

以上、総合的に判断して、仁保地区放課後児童クラブ運営協議会はくすのき学級の特定団体として、必要な条件を満たしており、適当であるものと認めます。

(非公募)

山口市放課後児童クラブ指定管理者候補者審査結果

1 施設の名称 しょうだ学級

2 指定の期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日

3 指定管理者候補者特定団体名

しょうだ学級運営委員会

会長 石田 三郎

山口市下小鯖2519番地

4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）

本団体は、小鯖小学校区内で放課後児童クラブを運営することを目的として設置され、地域住民を中心に構成されており、現在も指定管理者として小鯖小学校区の放課後児童クラブを運営しています。

5 非公募施設とした理由

放課後児童クラブは、地域に密着した施設であることから、当該地域の住民や利用者で組織し活動している団体や、当該地域において活動実績を有する団体がある場合には、当該団体が管理運営を行った方が効果的であり、施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。

6 審査の経過

仕様書の決定 令和7年 7月28日（月）

指定申請提出期限 令和7年 9月19日（金）

選定委員会による審査 令和7年10月20日（月）

7 審査の方法

（1）選定委員会委員

鯨田 慎治 こども未来部長（委員長）

松尾 彰 こども未来部次長

有熊 雅人 こども未来課長

江村 俊彰 保育幼稚園課長

藤本 緑 子育て保健課長

（2）提出書類の確認

特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。

（3）審査内容

非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類の内容に基づき、選定委員会において、公募施設と同様に選定基準「別紙1」に掲げる評価項目ごとに評価を行い、各委員の点数を合算したものを得点とし、総配点合計の6割（基準点）以上であることを確認しました。

また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

8 選定の概要

選定基準	配点	委員数	総配点	特定団体
平等な利用を確保することができるものであること	10	5	50	30
施設の効果を最大限に発揮できる能力を有していること	80	5	400	280
施設の管理経費の縮減が図られること	10	5	50	50
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	60	5	300	190
市の施策への貢献が期待できること	20	5	100	60
総 計	180	5	900	610
基 準 点	—	—	540	

9 審査意見

しょうだ学級は、本市小鯖小学校区において、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し放課後の適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」の場として設置している施設です。

そのため、本施設は、「遊び等の活動拠点」としての機能と「生活の場」としての機能を適切に発揮し、児童が安全に安心して過ごすことができ、子どもの一人ひとりの状況や発達段階を踏まえた育成支援を展開することが期待されます。

そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ審査を行いました。

現在の指定管理者であるしょうだ学級運営委員会は、これまでの実績、経験や培われたノウハウを基に、施設の設置目的や性格を十分に理解し、その特色を最大限に発揮させる事業の実施及び施設の管理を行う能力を有しています。

特に、施設の運営方針として、学級の存在意義を「第二の家庭」と位置付けた上で、保護者を始め、学校や地域との連携を通じて、子ども達の健やかな成長を後押しする環境づくりを明確に掲げている点は評価に値します。

また、支援の必要な児童への対応では、保護者や学校と連携し、児童に寄り添った丁寧な対応を行っている点や、当該保育に係る研修参加の積極的な姿勢のほか、記録や会議を通じた支援員間での情報共有の取組が評価できます。

以上、総合的に判断して、しょうだ学級運営委員会はしょうだ学級の特定団体として、必要な条件を満たしており、適当であるものと認めます。

(非公募)

山口市放課後児童クラブ指定管理者候補者審査結果

1 施設の名称 うえき学級

2 指定の期間 令和8年4月1日～令和10年3月31日

3 指定管理者候補者特定団体名
大内地区社会福祉協議会
会長 佐々木 奉文
山口市大内矢田北五丁目8番28号

4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）

本団体は、大内地域内で社会福祉事業を運営することを目的として設置され、地域住民を中心に構成されており、現在も指定管理者として大内小学校区の放課後児童クラブを運営しています。

5 非公募施設とした理由

放課後児童クラブは、地域に密着した施設であることから、当該地域の住民や利用者で組織し活動している団体や、当該地域において活動実績を有する団体がある場合には、当該団体が管理運営を行った方が効果的であり、施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。

6 審査の経過

仕様書の決定	令和7年 7月28日（月）
指定申請提出期限	令和7年 9月19日（金）
選定委員会による審査	令和7年10月20日（月）

7 審査の方法

（1）選定委員会委員

鯨田 慎治	こども未来部長（委員長）
松尾 彰	こども未来部次長
有熊 雅人	こども未来課長
江村 俊彰	保育幼稚園課長
藤本 緑	子育て保健課長

（2）提出書類の確認

特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。

（3）審査内容

非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類の内容に基づき、選定委員会において、公募施設と同様に選定基準「別紙1」に掲げる評価項目ごとに評価を行い、各委員の点数を合算したものを得点とし、総配点合計の6割（基準点）以上であることを確認しました。

また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

8 選定の概要

選定基準	配点	委員数	総配点	特定団体
平等な利用を確保することができるものであること	10	5	50	34
施設の効果を最大限に発揮できる能力を有していること	80	5	400	264
施設の管理経費の縮減が図られること	10	5	50	30
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	60	5	300	200
市の施策への貢献が期待できること	20	5	100	80
総 計	180	5	900	608
基 準 点	—	—	540	

9 審査意見

うえき学級は、本市大内小学校区において、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し放課後の適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」の場として新設する施設です。

そのため、本施設は、「遊び等の活動拠点」としての機能と「生活の場」としての機能を適切に発揮し、児童が安全に安心して過ごすことができ、子どもの一人ひとりの状況や発達段階を踏まえた育成支援を展開することが期待されます。

そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ審査を行いました。

現在の指定管理者である大内地区社会福祉協議会は、同じ小学校区の放課後児童クラブである「うえき第2学級」「うえき第3学級」の現在の指定管理者であり、これまでの実績、経験、培われたノウハウを基に、施設の持っている目的や性格を十分に理解し、その特色を発揮させる事業の企画、実施及び管理を行うことが期待できます。

特に、支援に必要な児童への対応では、集団行動が苦手な児童が増えている状況の中で、様々なケースに応じた専門機関や関係機関等との連携体制が整っている点が評価に値します。

また、人材育成のための取組では、大内地域内の他学級との合同研修など、研修内容の充実が図られている点が評価できます。

以上、総合的に判断して、大内地区社会福祉協議会はうえき学級の特定団体として、必要な条件を満たしており、適当であるものと認めます。

(非公募)

山口市放課後児童クラブ指定管理者候補者審査結果

1 施設の名称 みなみ学級

2 指定の期間 令和8年4月1日～令和12年3月31日

3 指定管理者候補者特定団体名
大内地区社会福祉協議会
会長 佐々木 奉文
山口市大内矢田北五丁目8番28号

4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）

本団体は、大内地域内で社会福祉事業を運営することを目的として設置され、地域住民を中心に構成されており、現在も指定管理者として大内南小学校区の放課後児童クラブを運営しています。

5 非公募施設とした理由

放課後児童クラブは、地域に密着した施設であることから、当該地域の住民や利用者で組織し活動している団体や、当該地域において活動実績を有する団体がある場合には、当該団体が管理運営を行った方が効果的であり、施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。

6 審査の経過

仕様書の決定	令和7年 7月28日（月）
指定申請提出期限	令和7年 9月19日（金）
選定委員会による審査	令和7年10月20日（月）

7 審査の方法

（1）選定委員会委員

鯨田 慎治	こども未来部長（委員長）
松尾 彰	こども未来部次長
有熊 雅人	こども未来課長
江村 俊彰	保育幼稚園課長
藤本 緑	子育て保健課長

（2）提出書類の確認

特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。

（3）審査内容

非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類の内容に基づき、選定委員会において、公募施設と同様に選定基準「別紙1」に掲げる評価項目ごとに評価を行い、各委員の点数を合算したものを得点とし、総配点合計の6割（基準点）以上であることを確認しました。

また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

8 選定の概要

選定基準	配点	委員数	総配点	特定団体
平等な利用を確保することができるものであること	10	5	50	34
施設の効果を最大限に発揮できる能力を有していること	80	5	400	264
施設の管理経費の縮減が図られること	10	5	50	30
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	60	5	300	200
市の施策への貢献が期待できること	20	5	100	80
総 計	180	5	900	608
基 準 点	—	—	540	

9 審査意見

みなみ学級は、本市大内南小学校区において、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し放課後の適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」の場として新設する施設です。

そのため、本施設は、「遊び等の活動拠点」としての機能と「生活の場」としての機能を適切に発揮し、児童が安全に安心して過ごすことができ、子どもの一人ひとりの状況や発達段階を踏まえた育成支援を展開することが期待されます。

そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ審査を行いました。

現在の指定管理者である大内地区社会福祉協議会は、同じ小学校区の放課後児童クラブである「みなみ第2学級」「みなみ第3学級」の現在の指定管理者であり、これまでの実績、経験、培われたノウハウを基に、施設の持っている目的や性格を十分に理解し、その特色を発揮させる事業の企画、実施及び管理を行うことが期待できます。

特に、支援に必要な児童への対応では、集団行動が苦手な児童が増えている状況の中で、様々なケースに応じた専門機関や関係機関等との連携体制が整っている点が評価に値します。また、人材育成のための取組では、大内地域内の他学級との合同研修など、研修内容の充実が図られている点が評価できます。

以上、総合的に判断して、大内地区社会福祉協議会はみなみ学級の特定団体として、必要な条件を満たしており、適当であるものと認めます。

(非公募)

山口市放課後児童クラブ指定管理者候補者審査結果

- 1 施設の名称 すずみ学級
 - 2 指定の期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日
 - 3 指定管理者候補者特定団体名
すずみ学級運営協議会
会長 柴田 朗
山口市宮野下3017番地
 - 4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）
本団体は、宮野小学校区内で放課後児童クラブを運営することを目的として設置され、地域住民を中心に構成されており、現在も指定管理者として宮野小学校区の放課後児童クラブを運営しています。
 - 5 非公募施設とした理由
放課後児童クラブは、地域に密着した施設であることから、当該地域の住民や利用者で組織し活動している団体や、当該地域において活動実績を有する団体がある場合には、当該団体が管理運営を行った方が効果的であり、施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。
 - 6 審査の経過
仕様書の決定 令和7年 7月28日（月）
指定申請提出期限 令和7年 9月19日（金）
選定委員会による審査 令和7年10月20日（月）
 - 7 審査の方法
（1）選定委員会委員
鯨田 慎治 こども未来部長（委員長）
松尾 彰 こども未来部次長
有熊 雅人 こども未来課長
江村 俊彰 保育幼稚園課長
藤本 緑 子育て保健課長
（2）提出書類の確認
特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。
（3）審査内容
非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類の内容に基づき、選定委員会において、公募施設と同様に選定基準「別紙1」に掲げる評価項目ごとに評価を行い、各委員の点数を合算したものを得点とし、総配点合計の6割（基準点）以上であることを確認しました。
また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

8 選定の概要

選定基準	配点	委員数	総配点	特定団体
平等な利用を確保することができるものであること	10	5	50	30
施設の効果を最大限に発揮できる能力を有していること	80	5	400	242
施設の管理経費の縮減が図られること	10	5	50	30
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	60	5	300	184
市の施策への貢献が期待できること	20	5	100	60
総 計	180	5	900	546
基 準 点	—	—	540	

9 審査意見

すずみ学級は、本市宮野小学校区において、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し放課後の適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」の場として設置している施設です。

そのため、本施設は、「遊び等の活動拠点」としての機能と「生活の場」としての機能を適切に発揮し、児童が安全に安心して過ごすことができ、子どもの一人ひとりの状況や発達段階を踏まえた育成支援を展開することが期待されます。

そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ審査を行いました。

現在の指定管理者であるすずみ学級運営協議会は、同じ小学校区の放課後児童クラブである「すずみ第2学級」の現在の指定管理者であり、これまでの実績、経験、培われたノウハウを基に、施設の持っている目的や性格を十分に理解し、その特色を発揮させる事業の企画、実施及び管理を行うことが期待できます。

特に、児童の日々の様子や気づきなどを文書化し職員間で情報共有するとともに、文書化したものにより保護者への連絡事項を伝えるなど、職員と保護者の間で十分な連携がとれている点が評価できます。

また、人材育成における取組については、研修参加人数に制限がない場合は全員参加を基本とし、職員全体で知識の底上げを図ろうとされている点が評価できます。

以上、総合的に判断して、すずみ学級運営協議会はすずみ学級の特定団体として、必要な条件を満たしており、適当であるものと認めます。

(非公募)

山口市放課後児童クラブ指定管理者候補者審査結果

1 施設の名称 すずみ第2学級

2 指定の期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日

3 指定管理者候補者特定団体名

すずみ学級運営協議会

会長 柴田 朗

山口市宮野下3017番地

4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）

本団体は、宮野小学校区内で放課後児童クラブを運営することを目的として設置され、地域住民を中心に構成されており、現在も指定管理者として宮野小学校区の放課後児童クラブを運営しています。

5 非公募施設とした理由

放課後児童クラブは、地域に密着した施設であることから、当該地域の住民や利用者で組織し活動している団体や、当該地域において活動実績を有する団体がある場合には、当該団体が管理運営を行った方が効果的であり、施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。

6 審査の経過

仕様書の決定 令和7年 7月28日（月）

指定申請提出期限 令和7年 9月19日（金）

選定委員会による審査 令和7年10月20日（月）

7 審査の方法

（1）選定委員会委員

鯨田 慎治 こども未来部長（委員長）

松尾 彰 こども未来部次長

有熊 雅人 こども未来課長

江村 俊彰 保育幼稚園課長

藤本 緑 子育て保健課長

（2）提出書類の確認

特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。

（3）審査内容

非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類の内容に基づき、選定委員会において、公募施設と同様に選定基準「別紙1」に掲げる評価項目ごとに評価を行い、各委員の点数を合算したものを得点とし、総配点合計の6割（基準点）以上であることを確認しました。

また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

8 選定の概要

選定基準	配点	委員数	総配点	特定団体
平等な利用を確保することができるものであること	10	5	50	30
施設の効果を最大限に発揮できる能力を有していること	80	5	400	242
施設の管理経費の縮減が図られること	10	5	50	30
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	60	5	300	184
市の施策への貢献が期待できること	20	5	100	70
総 計	180	5	900	556
基 準 点	—	—	540	

9 審査意見

すずみ第2学級は、本市宮野小学校区において、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し放課後の適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」の場として設置している施設です。

そのため、本施設は、「遊び等の活動拠点」としての機能と「生活の場」としての機能を適切に発揮し、児童が安全に安心して過ごすことができ、子どもの一人ひとりの状況や発達段階を踏まえた育成支援を展開することが期待されます。

そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ審査を行いました。

現在の指定管理者であるすずみ学級運営協議会は、同じ小学校区の放課後児童クラブである「すずみ学級」の現在の指定管理者であり、これまでの実績、経験、培われたノウハウを基に、施設の持っている目的や性格を十分に理解し、その特色を発揮させる事業の企画、実施及び管理を行うことが期待できます。

特に、児童の日々の様子や気づきなどを文書化し職員間で情報共有するとともに、文書化したものにより保護者への連絡事項を伝えるなど、職員と保護者の間で十分な連携がとれている点が評価できます。

また、人材育成における取組については、研修参加人数に制限がない場合は全員参加を基本とし、職員全体で知識の底上げを図ろうとされている点が評価できます。

以上、総合的に判断して、すずみ学級運営協議会はすずみ第2学級の特定団体として、必要な条件を満たしており、適当であるものと認めます。

(非公募)

山口市放課後児童クラブ指定管理者候補者審査結果

1 施設の名称 もみじ学級

2 指定の期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日

3 指定管理者候補者特定団体名
吉敷地区放課後児童クラブもみじ学級運営協議会
会長 吉山 幸博
山口市吉敷佐畑三丁目3番3号

4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）

本団体は、吉敷地区社会福祉協議会と一体となって児童クラブの運営を行っている吉敷地区放課後児童クラブ運営協議会が前身であり、地域の意向により本児童クラブ運営事業を引き継ぎ、良城小学校区内で放課後児童クラブを運営することを目的として令和7年7月に設立され、地域住民を中心に構成されています。

5 非公募施設とした理由

放課後児童クラブは、地域に密着した施設であることから、当該地域の住民や利用者で組織し活動している団体や、当該地域において活動実績を有する団体がある場合には、当該団体が管理運営を行った方が効果的であり、施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。

6 審査の経過

仕様書の決定	令和7年 7月28日（月）
指定申請提出期限	令和7年 9月19日（金）
選定委員会による審査	令和7年10月20日（月）

7 審査の方法

(1) 選定委員会委員

鯨田 慎治	こども未来部長（委員長）
松尾 彰	こども未来部次長
有熊 雅人	こども未来課長
江村 俊彰	保育幼稚園課長
藤本 緑	子育て保健課長

(2) 提出書類の確認

特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。

(3) 審査内容

非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類の内容に基づき、選定委員会において、公募施設と同様に選定基準「別紙1」に掲げる評価項目ごとに評価を行い、各委員の点数を合算したものを得点とし、総配点合計の6割（基準点）以上であることを確認しました。

また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意

見を付記して審査意見としました。

8 選定の概要

選定基準	配点	委員数	総配点	特定団体
平等な利用を確保することができるものであること	10	5	50	34
施設の効果を最大限に発揮できる能力を有していること	80	5	400	256
施設の管理経費の縮減が図られること	10	5	50	30
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	60	5	300	196
市の施策への貢献が期待できること	20	5	100	70
総 計	180	5	900	586
基 準 点	—	—	540	

9 審査意見

もみじ学級は、本市良城小学校区において、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し放課後の適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」の場として設置している施設です。

そのため、本施設は、「遊び等の活動拠点」としての機能と「生活の場」としての機能を適切に発揮し、児童が安全に安心して過ごすことができ、子どもの一人ひとりの状況や発達段階を踏まえた育成支援を展開することが期待されます。

そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ審査を行いました。

吉敷地区放課後児童クラブもみじ学級運営協議会は、前身である吉敷地区放課後児童クラブ運営協議会のこれまでの実績、経験や培われたノウハウを引き継ぎ、施設の設置目的や性格を十分に理解し、その特色を最大限に発揮させる事業の実施及び施設の管理を行う能力を有しています。

特に、地域等との連携では、児童クラブの様子について積極的に情報発信し、地域に知ってもらうことで、子ども達の見守り活動の広がりにつなげる取組をされている点が評価できます。

また、学校と気になる児童の学校での様子について連絡を取り合い、気になることがあったときには学校の先生が来級し、児童と話をするなど、学校との連携が十分とれている点が評価できます。

併せて、安全管理・危機管理マニュアルにおいて詳細に取り決めされている点が評価できます。

以上、総合的に判断して、吉敷地区放課後児童クラブもみじ学級運営協議会はもみじ学級の特定団体として、必要な条件を満たしており、適当であるものと認めます。

(非公募)

山口市放課後児童クラブ指定管理者候補者審査結果

1 施設の名称 もみじ第2学級

2 指定の期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日

3 指定管理者候補者特定団体名
吉敷地区放課後児童クラブもみじ学級運営協議会
会長 吉山 幸博
山口市吉敷佐畑三丁目3番3号

4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）
本団体は、吉敷地区社会福祉協議会と一体となって児童クラブの運営を行っている吉敷地区放課後児童クラブ運営協議会が前身であり、地域の意向により本児童クラブ運営事業を引き継ぎ、良城小学校区内で放課後児童クラブを運営することを目的として令和7年7月に設立され、地域住民を中心に構成されています。

5 非公募施設とした理由
放課後児童クラブは、地域に密着した施設であることから、当該地域の住民や利用者で組織し活動している団体や、当該地域において活動実績を有する団体がある場合には、当該団体が管理運営を行った方が効果的であり、施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。

6 審査の経過
仕様書の決定 令和7年 7月28日（月）
指定申請提出期限 令和7年 9月19日（金）
選定委員会による審査 令和7年10月20日（月）

7 審査の方法

(1) 選定委員会委員

鯨田 慎治	こども未来部長（委員長）
松尾 彰	こども未来部次長
有熊 雅人	こども未来課長
江村 俊彰	保育幼稚園課長
藤本 緑	子育て保健課長

(2) 提出書類の確認

特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。

(3) 審査内容

非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類の内容に基づき、選定委員会において、公募施設と同様に選定基準「別紙1」に掲げる評価項目ごとに評価を行い、各委員の点数を合算したものを得点とし、総配点合計の6割（基準点）以上であることを確認しました。

また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意

見を付記して審査意見としました。

8 選定の概要

選定基準	配点	委員数	総配点	特定団体
平等な利用を確保することができるものであること	10	5	50	34
施設の効果を最大限に発揮できる能力を有していること	80	5	400	256
施設の管理経費の縮減が図られること	10	5	50	30
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	60	5	300	196
市の施策への貢献が期待できること	20	5	100	70
総 計	180	5	900	586
基 準 点	—	—	540	

9 審査意見

もみじ第2学級は、本市良城小学校区において、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し放課後の適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」の場として設置している施設です。

そのため、本施設は、「遊び等の活動拠点」としての機能と「生活の場」としての機能を適切に発揮し、児童が安全に安心して過ごすことができ、子どもの一人ひとりの状況や発達段階を踏まえた育成支援を展開することが期待されます。

そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ審査を行いました。

吉敷地区放課後児童クラブもみじ学級運営協議会は、前身である吉敷地区放課後児童クラブ運営協議会のこれまでの実績、経験や培われたノウハウを引き継ぎ、施設の設置目的や性格を十分に理解し、その特色を最大限に発揮させる事業の実施及び施設の管理を行う能力を有しています。

特に、地域等との連携では、児童クラブの様子について積極的に情報発信し、地域に知ってもらうことで、子ども達の見守り活動の広がりにつなげる取組をされている点が評価できます。

また、学校と気になる児童の学校での様子について連絡を取り合い、気になることがあったときには学校の先生が来級し、児童と話をするなど、学校との連携が十分とれている点が評価できます。

併せて、安全管理・危機管理マニュアルにおいて詳細に取り決めされている点が評価できます。

以上、総合的に判断して、吉敷地区放課後児童クラブもみじ学級運営協議会のもみじ第2学級の特定団体として、必要な条件を満たしており、適当であるものと認めます。

(非公募)

山口市放課後児童クラブ指定管理者候補者審査結果

1 施設の名称 もみじ第3学級

2 指定の期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日

3 指定管理者候補者特定団体名
吉敷地区放課後児童クラブもみじ学級運営協議会
会長 吉山 幸博
山口市吉敷佐畑三丁目3番3号

4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）

本団体は、吉敷地区社会福祉協議会と一体となって児童クラブの運営を行っている吉敷地区放課後児童クラブ運営協議会が前身であり、地域の意向により本児童クラブ運営事業を引き継ぎ、良城小学校区内で放課後児童クラブを運営することを目的として令和7年7月に設立され、地域住民を中心に構成されています。

5 非公募施設とした理由

放課後児童クラブは、地域に密着した施設であることから、当該地域の住民や利用者で組織し活動している団体や、当該地域において活動実績を有する団体がある場合には、当該団体が管理運営を行った方が効果的であり、施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。

6 審査の経過

仕様書の決定	令和7年 7月28日（月）
指定申請提出期限	令和7年 9月19日（金）
選定委員会による審査	令和7年10月20日（月）

7 審査の方法

(1) 選定委員会委員

鯨田 慎治	こども未来部長（委員長）
松尾 彰	こども未来部次長
有熊 雅人	こども未来課長
江村 俊彰	保育幼稚園課長
藤本 緑	子育て保健課長

(2) 提出書類の確認

特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。

(3) 審査内容

非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類の内容に基づき、選定委員会において、公募施設と同様に選定基準「別紙1」に掲げる評価項目ごとに評価を行い、各委員の点数を合算したものを得点とし、総配点合計の6割（基準点）以上であることを確認しました。

また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

8 選定の概要

選定基準	配点	委員数	総配点	特定団体
平等な利用を確保することができるものであること	10	5	50	34
施設の効果を最大限に発揮できる能力を有していること	80	5	400	256
施設の管理経費の縮減が図られること	10	5	50	30
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	60	5	300	196
市の施策への貢献が期待できること	20	5	100	80
総 計	180	5	900	596
基 準 点	—	—	540	

9 審査意見

もみじ第3学級は、本市良城小学校区において、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し放課後の適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」の場として設置している施設です。

そのため、本施設は、「遊び等の活動拠点」としての機能と「生活の場」としての機能を適切に発揮し、児童が安全に安心して過ごすことができ、子どもの一人ひとりの状況や発達段階を踏まえた育成支援を展開することが期待されます。

そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ審査を行いました。

吉敷地区放課後児童クラブもみじ学級運営協議会は、前身である吉敷地区放課後児童クラブ運営協議会のこれまでの実績、経験や培われたノウハウを引き継ぎ、施設の設置目的や性格を十分に理解し、その特色を最大限に発揮させる事業の実施及び施設の管理を行う能力を有しています。

特に、地域等との連携では、児童クラブの様子について積極的に情報発信し、地域に知ってもらうことで、子ども達の見守り活動の広がりにつなげる取組をされている点が評価できます。

また、学校と気になる児童の学校での様子について連絡を取り合い、気になることがあったときには学校の先生が来級し、児童と話をするなど、学校との連携が十分とれている点が評価できます。

併せて、安全管理・危機管理マニュアルにおいて詳細に取り決めされている点が評価できます。

以上、総合的に判断して、吉敷地区放課後児童クラブもみじ学級運営協議会はもみじ第3学級の特定団体として、必要な条件を満たしており、適当であるものと認めます。

(非公募)

山口市放課後児童クラブ指定管理者候補者審査結果

1 施設の名称 ひめやま学級

2 指定の期間 令和8年4月1日～令和12年3月31日

3 指定管理者候補者特定団体名

ひめやま学級運営協議会

会長 坪井 康郎

山口市黒川1214番地1

4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）

本団体は、平川小学校区内で放課後児童クラブを運営することを目的として設置され、地域住民を中心に構成されており、現在も指定管理者として平川小学校区の放課後児童クラブを運営しています。

5 非公募施設とした理由

放課後児童クラブは、地域に密着した施設であることから、当該地域の住民や利用者で組織し活動している団体や、当該地域において活動実績を有する団体がある場合には、当該団体が管理運営を行った方が効果的であり、施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。

6 審査の経過

仕様書の決定 令和7年 7月28日（月）

指定申請提出期限 令和7年 9月19日（金）

選定委員会による審査 令和7年10月20日（月）

7 審査の方法

（1）選定委員会委員

鯨田 慎治 こども未来部長（委員長）

松尾 彰 こども未来部次長

有熊 雅人 こども未来課長

江村 俊彰 保育幼稚園課長

藤本 緑 子育て保健課長

（2）提出書類の確認

特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。

（3）審査内容

非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類の内容に基づき、選定委員会において、公募施設と同様に選定基準「別紙1」に掲げる評価項目ごとに評価を行い、各委員の点数を合算したものを得点とし、総配点合計の6割（基準点）以上であることを確認しました。

また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

8 選定の概要

選定基準	配点	委員数	総配点	特定団体
平等な利用を確保することができるものであること	10	5	50	34
施設の効果を最大限に発揮できる能力を有していること	80	5	400	288
施設の管理経費の縮減が図られること	10	5	50	30
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	60	5	300	202
市の施策への貢献が期待できること	20	5	100	80
総 計	180	5	900	634
基 準 点	—	—	540	

9 審査意見

ひめやま学級は、本市平川小学校区において、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し放課後の適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」の場として設置している施設です。

そのため、本施設は、「遊び等の活動拠点」としての機能と「生活の場」としての機能を適切に発揮し、児童が安全に安心して過ごすことができ、子どもの一人ひとりの状況や発達段階を踏まえた育成支援を展開することが期待されます。

そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ審査を行いました。

現在の指定管理者であるひめやま学級運営協議会は、同じ小学校区の放課後児童クラブである「ひめやま第2学級」「ひめやま第3学級」の現在の指定管理者であり、これまでの実績、経験、培われたノウハウを基に、施設の持っている目的や性格を十分に理解し、その特色を発揮させる事業の企画、実施及び管理を行うことが期待できます。

特に、支援の必要な児童への対応では、特別支援コーディネーターを中心とする学級ミーティングを設けて、支援員間での具体的な相談・共有等が可能な体制が整っている点が評価できます。

また、施設の管理運営全般を通じて、山口大学の留学生関係による外国籍児童の入級が多い地域特性を踏まえ、配慮した取組を行われており、関係機関による外国籍児童ネットワーク会議に参加し、連絡・情報・支援について協同体制を図られている点が評価に値します。

併せて、人材育成のための取組では、支援員間の良好な人間関係の構築の重要性を十分認識されており、チームとしての取組姿勢が評価に値します。

以上、総合的に判断して、ひめやま学級運営協議会はひめやま学級の特定団体として、必要な条件を満たしており、適当であるものと認めます。

(非公募)

山口市放課後児童クラブ指定管理者候補者審査結果

- 1 施設の名称 さわやか学級
- 2 指定の期間 令和8年4月1日～令和12年3月31日
- 3 指定管理者候補者特定団体名
 大歳地区放課後児童クラブ運営協議会
 会長 三井 裕
 山口市矢原1486番地
- 4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）
 本団体は、大歳小学校区内で放課後児童クラブを運営することを目的として設置され、地域住民を中心に構成されており、現在も指定管理者として大歳小学校区の放課後児童クラブを運営しています。
- 5 非公募施設とした理由
 放課後児童クラブは、地域に密着した施設であることから、当該地域の住民や利用者で組織し活動している団体や、当該地域において活動実績を有する団体がある場合には、当該団体が管理運営を行った方が効果的であり、施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。
- 6 審査の経過
 仕様書の決定 令和7年 7月28日（月）
 指定申請提出期限 令和7年 9月19日（金）
 選定委員会による審査 令和7年10月20日（月）
- 7 審査の方法
 （1）選定委員会委員
 鯨田 慎治 こども未来部長（委員長）
 松尾 彰 こども未来部次長
 有熊 雅人 こども未来課長
 江村 俊彰 保育幼稚園課長
 藤本 緑 子育て保健課長
 （2）提出書類の確認
 特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。
 （3）審査内容
 非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類の内容に基づき、選定委員会において、公募施設と同様に選定基準「別紙1」に掲げる評価項目ごとに評価を行い、各委員の点数を合算したものを得点とし、総配点合計の6割（基準点）以上であることを確認しました。
 また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

8 選定の概要

選定基準	配点	委員数	総配点	特定団体
平等な利用を確保することができるものであること	10	5	50	30
施設の効果を最大限に発揮できる能力を有していること	80	5	400	274
施設の管理経費の縮減が図られること	10	5	50	30
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	60	5	300	196
市の施策への貢献が期待できること	20	5	100	100
総 計	180	5	900	630
基 準 点	—	—	540	

9 審査意見

さわやか学級は、本市大歳小学校区において、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し放課後の適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」の場として新設する施設です。

そのため、本施設は、「遊び等の活動拠点」としての機能と「生活の場」としての機能を適切に発揮し、児童が安全に安心して過ごすことができ、子どもの一人ひとりの状況や発達段階を踏まえた育成支援を展開することが期待されます。

そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ審査を行いました。

現在の指定管理者である大歳地区放課後児童クラブ運営協議会は、同じ小学校区の放課後児童クラブである「さわやか第2学級」「さわやか第3学級」の現在の指定管理者であり、これまでの実績、経験、培われたノウハウを基に、施設の持っている目的や性格を十分に理解し、その特色を発揮させる事業の企画、実施及び管理を行うことが期待できます。

特に、学校と日々の下校時間や各種行事予定、気になる児童の学校での様子などについて連絡を取り合い、円滑に学級運営が行われるように十分な連携が行われている点が評価できます。

また、児童の主体性が育つよう目標を掲げている点や、安全管理・危機管理マニュアルにおいて詳細に取り決めをされている点が評価に値します。

併せて、コミュニティ活動を積極的に行事に取り入れるなど、地域と連携した取組を進めている点のほか、午後6時から6時30分までの開所時間延長事業にいち早く取り組み、令和7年9月から実施している点が評価できます。

以上、総合的に判断して、大歳地区放課後児童クラブ運営協議会はさわやか学級の特定団体として、必要な条件を満たしており、適当であるものと認めます。

(非公募)

山口市放課後児童クラブ指定管理者候補者審査結果

1 施設の名称 わくわく学級

2 指定の期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日

3 指定管理者候補者特定団体名
 鋳銭司留守家庭児童学級運営協議会
 会長 徳永 勝治
 山口市鋳銭司4058番地

4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）

本団体は、鋳銭司小学校区内で放課後児童クラブを運営することを目的として設置され、地域住民を中心に構成されており、現在も指定管理者として鋳銭司小学校区の放課後児童クラブを運営しています。

5 非公募施設とした理由

放課後児童クラブは、地域に密着した施設であることから、当該地域の住民や利用者で組織し活動している団体や、当該地域において活動実績を有する団体がある場合には、当該団体が管理運営を行った方が効果的であり、施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。

6 審査の経過

仕様書の決定	令和7年 7月28日（月）
指定申請提出期限	令和7年 9月19日（金）
選定委員会による審査	令和7年10月20日（月）

7 審査の方法

（1）選定委員会委員

鯨田 慎治	こども未来部長（委員長）
松尾 彰	こども未来部次長
有熊 雅人	こども未来課長
江村 俊彰	保育幼稚園課長
藤本 緑	子育て保健課長

（2）提出書類の確認

特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。

（3）審査内容

非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類の内容に基づき、選定委員会において、公募施設と同様に選定基準「別紙1」に掲げる評価項目ごとに評価を行い、各委員の点数を合算したものを得点とし、総配点合計の6割（基準点）以上であることを確認しました。

また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

8 選定の概要

選定基準	配点	委員数	総配点	特定団体
平等な利用を確保することができるものであること	10	5	50	30
施設の効果を最大限に発揮できる能力を有していること	80	5	400	256
施設の管理経費の縮減が図られること	10	5	50	30
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	60	5	300	180
市の施策への貢献が期待できること	20	5	100	80
総 計	180	5	900	576
基 準 点	—	—	540	

9 審査意見

わくわく学級は、本市鑄銭司小学校区において、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し放課後の適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」の場として新設する施設です。

そのため、本施設は、「遊び等の活動拠点」としての機能と「生活の場」としての機能を適切に発揮し、児童が安全に安心して過ごすことができ、子どもの一人ひとりの状況や発達段階を踏まえた育成支援を展開することが期待されます。

そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ審査を行いました。

現在の指定管理者である鑄銭司留守家庭児童学級運営協議会は、これまでの実績、経験や培われたノウハウを基に、施設の設置目的や性格を十分に理解し、その特色を最大限に発揮させる事業の実施及び施設の管理を行う能力を有しています。

特に、支援の必要な児童への対応では、個々の児童の特性を理解し、環境を調整し、保護者との連携や専門家との協力を図るとともに、保護者の不安に寄り添い、児童に合った支援計画を立てている点が評価できます。

また、学校、家庭、地域が連携して、地域全体で学級運営にあたっている点は評価できます。

併せて、年間活動では、創意工夫した行事が企画されている点が評価に値します。

以上、総合的に判断して、鑄銭司留守家庭児童学級運営協議会はわくわく学級の特定団体として、必要な条件を満たしており、適当であるものと認めます。

(非公募)

山口市放課後児童クラブ指定管理者候補者審査結果

1 施設の名称 たんぽぽ学級

2 指定の期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日

3 指定管理者候補者特定団体名
二島留守家庭児童学級運営委員会
会長 下瀬 幸子
山口市秋穂二島6165番地

4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）

本団体は、二島小学校区内で放課後児童クラブを運営することを目的として設置され、地域住民を中心に構成されており、現在も指定管理者として二島小学校区の放課後児童クラブを運営しています。

5 非公募施設とした理由

放課後児童クラブは、地域に密着した施設であることから、当該地域の住民や利用者で組織し活動している団体や、当該地域において活動実績を有する団体がある場合には、当該団体が管理運営を行った方が効果的であり、施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。

6 審査の経過

仕様書の決定	令和7年 7月28日（月）
指定申請提出期限	令和7年 9月19日（金）
選定委員会による審査	令和7年10月20日（月）

7 審査の方法

（1）選定委員会委員

鯨田 慎治	こども未来部長（委員長）
松尾 彰	こども未来部次長
有熊 雅人	こども未来課長
江村 俊彰	保育幼稚園課長
藤本 緑	子育て保健課長

（2）提出書類の確認

特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。

（3）審査内容

非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類の内容に基づき、選定委員会において、公募施設と同様に選定基準「別紙1」に掲げる評価項目ごとに評価を行い、各委員の点数を合算したものを得点とし、総配点合計の6割（基準点）以上であることを確認しました。

また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

8 選定の概要

選定基準	配点	委員数	総配点	特定団体
平等な利用を確保することができるものであること	10	5	50	30
施設の効果を最大限に発揮できる能力を有していること	80	5	400	258
施設の管理経費の縮減が図られること	10	5	50	30
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	60	5	300	190
市の施策への貢献が期待できること	20	5	100	80
総 計	180	5	900	588
基 準 点	—	—	540	

9 審査意見

たんぼぼ学級は、本市二島小学校区において、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し放課後の適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」の場として新設する施設です。

そのため、本施設は、「遊び等の活動拠点」としての機能と「生活の場」としての機能を適切に発揮し、児童が安全に安心して過ごすことができ、子どもの一人ひとりの状況や発達段階を踏まえた育成支援を展開することが期待されます。

そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ審査を行いました。

現在の指定管理者である二島留守家庭児童学級運営委員会は、これまでの実績、経験や培われたノウハウを基に、施設の設置目的や性格を十分に理解し、その特色を最大限に発揮させる事業の実施及び施設の管理を行う能力を有しています。

特に、学校、家庭、地域が連携して、地域全体で学級運営にあたっている点が評価できます。

また、年間活動では、創意工夫した行事が企画されている点や、詳細な安全管理・危機管理マニュアルを作成されている点が評価に値します。

併せて、午後6時から6時30分までの開所時間延長事業にいち早く取り組み、令和7年9月から実施している点が評価できます。

以上、総合的に判断して、二島留守家庭児童学級運営委員会はたんぼぼ学級の特定団体として、必要な条件を満たしており、適当であるものと認めます。

(非公募)

山口市放課後児童クラブ指定管理者候補者審査結果

- 1 施設の名称 はばたき学級
 - 2 指定の期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日
 - 3 指定管理者候補者特定団体名
 特定非営利活動法人あい・ねっと佐山
 理事長 上野 知一
 山口市佐山2735番地
 - 4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）
 佐山地域を中心とした高齢者や子育て家庭に対し、福祉サービスに関する事業を行い、相互扶助の活性化及び地域福祉の増進に寄与することを目的として設立され、放課後児童クラブ事業のほか、子育てクラブ事業、家事等サービス事業、高齢者サロン事業、お出かけサポート事業等を行っている。
 また、現在も指定管理者として佐山小学校区の放課後児童クラブを運営している。
 - 5 非公募施設とした理由
 放課後児童クラブは、地域に密着した施設であることから、当該地域の住民や利用者が組織し活動している団体や、当該地域において活動実績を有する団体がある場合には、当該団体が管理運営を行った方が効果的であり、施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。
 - 6 審査の経過
 仕様書の決定 令和7年 7月28日（月）
 指定申請提出期限 令和7年 9月19日（金）
 選定委員会による審査 令和7年10月20日（月）
 - 7 審査の方法
 (1) 選定委員会委員
 鯨田 慎治 こども未来部長（委員長）
 松尾 彰 こども未来部次長
 有熊 雅人 こども未来課長
 江村 俊彰 保育幼稚園課長
 藤本 緑 子育て保健課長
 (2) 提出書類の確認
 特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。
 (3) 審査内容
 非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類の内容に基づき、選定委員会において、公募施設と同様に選定基準「別紙1」に掲げる評価項目ごとに評価を行い、各委員の点数を合算したものを得点とし、総配点合計の6割（基準点）以上であることを確認しました。
 また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意

見を付記して審査意見としました。

8 選定の概要

選定基準	配点	委員数	総配点	特定団体
平等な利用を確保することができるものであること	10	5	50	32
施設の効果を最大限に発揮できる能力を有していること	80	5	400	260
施設の管理経費の縮減が図られること	10	5	50	30
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	60	5	300	186
市の施策への貢献が期待できること	20	5	100	70
総 計	180	5	900	578
基 準 点	—	—	540	

9 審査意見

はばたき学級は、本市佐山小学校区において、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し放課後の適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」の場として設置している施設です。

そのため、本施設は、「遊び等の活動拠点」としての機能と「生活の場」としての機能を適切に発揮し、児童が安全に安心して過ごすことができ、子どもの一人ひとりの状況や発達段階を踏まえた育成支援を展開することが期待されます。

そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ審査を行いました。

現在の指定管理者である特定非営利活動法人あい・ねっと佐山は、これまでの実績、経験や培われたノウハウを基に、施設の設置目的や性格を十分に理解し、その特色を最大限に発揮させる事業の実施及び施設の管理を行う能力を有しています。

特に、小学校と支援が必要な児童を含め、児童に関する情報交換を図るほか、学校行事の日程や運動場や体育館の使用方法などの情報共有を行い、十分な連携が図られている点が評価できます。

また、新一年生が在在する保育園と児童の状況について情報交換を行うなど、入級を迎えるに当たっての事前対応が評価に値します。

併せて、安全管理体制及び防災・防犯体制について、各種マニュアルを整備し、災害に応じた避難訓練に積極的に取り組んでいる点が評価できます。

以上、総合的に判断して、特定非営利活動法人あい・ねっと佐山ははばたき学級の特定団体として、必要な条件を満たしており、適当であるものと認めます。

別紙 1 指定管理者候補者選定基準

評価項目			評価の視点	配点
大項目	小項目			
(2) 施設の効用を最大限に発揮できる能力を有していること	(1) 平等な利用を確保することができるものであること		・利用申込にあたり一部の利用者に対して正当な理由なく利用を拒んだり、優遇するおそれはないか。	10点
	施設の設置目的を理解し、明確な運営方針を持っていること		・施設運営の基本理念は確立されているか。 ・施設の運営目的を反映した運営方針となっているか。	10点
	施設の運営課題を把握し、課題解決に向けた取組がなされていること		・現状の運営課題を的確にとらえているか。 ・運営課題に対する対応は適切か。 ・児童一人一人の特性や保護者の意向を反映させる運営方針となっているか。	10点
	利用者への適切なサービスを提供するための事業提案がなされていること	年間計画	・年間を通して児童の遊びと生活の場として機能する計画となっているか。	10点
		平日の活動内容	・放課後の児童の過ごし方として適切な内容となっているか。	10点
		土曜日・長期休業中の活動内容	・1日の児童の過ごし方として、適切な内容となっているか。	10点
		支援の必要な児童への対応	・支援の必要な児童の受け入れ、対応は適切に行えるか。	10点
		児童の衛生管理、体調管理	・感染症予防、熱中症対策、食中毒防止のための取組がなされているか。	10点
	地域・学校・その他関係機関との連携が図られていること		・地域の実情に応じた地域連携事業の取組がなされているか。	10点
	(3) 施設の管理経費の縮減が図られること		・経費縮減が図られているか。 ・経費の積算は適切になされているか。	10点
(4) 施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	日常の事故防止や防犯、防災対策が十分に行える体制となっていること		・適切な安全管理体制や防犯、防災対策が取られているか。 ・事故、災害、緊急時への対応を適切に行える体制となっているか。 ・個人情報の取扱いを適切に行える体制となっているか。	10点
	施設の維持管理を適切に行える体制となっていること		・施設の維持管理を適切に行える体制となっているか。 ・ごみ減量、エネルギー削減等環境に対する配慮はなされているか。	10点
	保護者等からの苦情、要望に対し適切に対応できる体制となっていること		・適切に対応できる苦情処理体制がとられているか。 ・利用者からの要望対応が適切に実施できるか。	10点
	職員体制は基準に沿って人員を配置していること		・安定的な運営が可能となる人員配置となっているか。	10点
	人材確保のための取り組みが		・実効性を期待できる人材確保の取組がなされて	10点

	なされていること	いるか。	
	人材育成のための取り組みがなされていること	・研修計画や人材育成方針に沿った取り組みがなされているか。	10点
(5) 市の施策への貢献が期待できること	直近の指定管理期間中、待機児童解消のための取り組みを行ったことがあること	・最大定員弾力受入率（5か年の4/1時点最大値） =受入人数/施設定員×100	10点
	午後6時からの開所時間延長事業について検討していること	・午後6時から6時30分までの開所時間延長事業の実施を検討しているか。	10点
合計			180点